政　令

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十四号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十五号

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準）

第二十条　法第十七条の四十六の政令で定める技術的基準については、第十四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）」とあり、同条第二号中「地上に設ける来訪者等利便増進施設」とあり、及び同条第五号中「来訪者等利便増進施設」とあるのは「法第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項に係る施設」と、同条第二号中「構造は」とあるのは「構造は、集会、展示会その他これらに類する催しに用いるもので あって、容易に移転し、又は除却することができるもの（建築物に該当するものを除く。）とし、かつ」と読み替えるものとする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ロ中「第十七条の五十六第二項」を「第十七条の六十四第二項」に改める。

附　則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土強靱化推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十六号

国土強靱化推進本部令

内閣は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条　国土強靱化推進会議（以下「推進会議」という。）の議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2　議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（推進会議の運営）

第二条　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前二項に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

（国土強靱化推進本部の運営）

第三条　この政令に定めるもののほか、国土強靱化推進本部の運営に関し必要な事項は、国土強靱化推進本部長が国土強靱化推進本部に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第七十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十七第一項の規定に基づき、地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄